

情報通信技術分科会（第96回）資料96-4
(平成25年7月24日)

「V-Low マルチメディア放送の放送設備に係る安全・信頼性に関する技術的条件」の検討開始

1. 検討開始の背景

地上テレビジョン放送のデジタル化に伴い利用可能となる周波数を用いて実現を図る「携帯端末向けマルチメディア放送」のうち、90～108MHz帯(V-Low帯)に適用可能なもの(以下「V-Low マルチメディア放送」という。)に関する技術的条件については、平成21年10月16日に「携帯端末向けマルチメディア放送方式の技術的条件」において答申されている。また、放送設備の安全・信頼性に関する技術的条件については、平成23年5月17日に「放送に係る安全・信頼性に関する技術的条件」として答申されているところである。

平成25年2月から開催されている「放送ネットワークの強靱化に関する検討会」において、V-Low帯の周波数へのマルチメディア放送の新規参入等が議論されている。また、本年3月から4月に実施された「V-Low マルチメディア放送に係る参入希望調査」においても参入希望意見が寄せられているところであり、V-Low マルチメディア放送の実現に向けた放送設備に係る安全・信頼性に関する技術的条件について取りまとめるため、検討を開始するものである。

2. 検討内容

- (1) V-Low マルチメディア放送の放送設備に係る安全・信頼性に関する技術的条件
- (2) その他の必要な事項

3. 検討体制

既存の放送システム委員会（主査：伊東 晋 東京理科大学理工学部教授）において検討を行う。

4. 一部答申を予定する時期

平成25年10月頃

5. 一部答申後の行政上の措置

関係省令等の改正に資する。

総務省は、「V-Low マルチメディア放送及び放送ネットワークの強靱化に係る周波数の割当て・制度整備に関する基本的方針（案）」を作成し、平成 25 年 7 月 18 日（木）から同年 8 月 19 日（月）までの間、広く意見を募集しているところ。

当該基本的方針（案）における「地方ブロック向けマルチメディア放送の制度整備に係る基本的事項」については以下のとおり。

地方ブロック向けマルチメディア放送の制度整備に係る基本的事項

I. 放送対象地域等

1 放送対象地域

以下の 7 つの地方ブロック

北海道地域（※1）、東北地域（※2）、関東・甲信越地域（※3）、
東海・北陸地域（※4）、近畿地域（※5）、中国・四国地域（※6）、
九州・沖縄地域（※7）

※1 北海道の区域

※2 青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県及び福島県の区域

※3 茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、
新潟県及び長野県の区域

※4 富山県、石川県、福井県、岐阜県、静岡県、愛知県及び三重県の区域

※5 滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県の区域

※6 鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県及
び高知県の区域

※7 福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県及び沖縄
県の区域

2 放送対象地域ごとの周波数及びセグメント数

① 放送対象地域ごとの周波数

・北海道地域、関東・甲信越地域、近畿地域、九州・沖縄地域

103.5MHz を超え — 108MHz 以下

・東北地域、東海・北陸地域、中国・四国地域

99MHz を超え — 103.5MHz 以下

② 放送対象地域ごとのセグメント数

9セグメント

II. 基幹放送局設備提供事業に係る制度整備

基幹放送局設備提供事業に係る制度は、上記の他、以下に掲げる方針を基本として、電波の公平かつ能率的な利用の確保を図る観点から整備することとする。

(1) 技術基準

情報通信審議会における技術的条件の検討結果等を踏まえ、技術基準を整備する。

(2) 開設計画の認定

基幹放送局設備提供事業に係る特定基地局の開設計画は、放送対象地域(地方ブロック)ごとに一の認定を行う。ただし、一の者が全国の全ての放送対象地域で認定を受けることを妨げるものではない。

開設計画の認定に当たっては、以下に掲げる事項を基本としつつ、電波の公平かつ能率的な利用の確保を図る観点から関係法令に基づく審査を行うこととし、各放送対象地域において指定することができる周波数が不足する場合には比較審査を行うこととする。

①特定基地局の配置等

(ア) 開設計画の認定の日から5年以内に、各放送対象地域に割り当てる周波数帯域幅や事業性等を勘案して定める世帯カバー率の基準を満たすよう特定基地局を配置すること。

(イ) 放送対象地域内の各都道府県における特定基地局の開設計画に係る基準を満たすこと。

(ウ) 鉄道、自動車等により視聴者が移動した場合にも受信できる環境を整備するため定める特定基地局の配置及び開設計画に係る基準を満たすこと。

②事業計画の確実性

③電波の能率的な利用を確保するための技術

④受信設備の早期普及のための具体的な計画

⑤開設計画の認定の日から5年間及びそれ以後における特定基地局の配置に関する計画

⑥有線テレビジョン放送に対する混信等の防止に関する計画、特定基地局の開設計画に関する地域住民の合意形成に向けた取組みに関する計画その他特定基地局の円滑な開設の推進に必要な事項

⑦その他地方ブロック向けマルチメディア放送全体の早期普及のために必要となる事項等

III. 基幹放送の業務の認定に係る制度整備 (略)

IV. その他の事項(有料放送管理業務に係る規律) (略)